

国民を三猿にする特定秘密保護法案のヒミツ

2013年10月27日

理事長・弁護士 萩原 繁之

特定秘密保護法案が国会に上程された。安倍政権は、今（2013年秋・第185回臨時）国会での成立を目指すという。かつて1985年に、国家秘密法案・スパイ防止法案と呼ばれて登場したときには、反対の国民世論の盛り上がりのおかげで、審議未了廃案となったのだが、28年を経て、前の法案より、国民の人権を侵す面ではさらにバージョンアップしての再登場である。

政府は「情報漏洩に関する脅威が高まっている」などと言い立てていて、中国漁船の尖閣列島周辺での領海侵犯についての海上保安庁ビデオの流出事件が口実にされているが、こんな事件が口実にならないことは、ユーチューブに載った流出映像を見た者にとっては、あまりに明らかではなからうか。あの映像が公になったことによって、何か、国民の安全や国の主権を脅かすような問題があったのか。この流出にそんな重大な問題があったのであれば、現行の法制度の下でも、流出させた海上保安庁職員に対しては、国家公務員法による処罰などが可能だったが、実際には、起訴猶予で済まされているのである。

特定秘密保護法案の中身は、防衛 外交 特定有害活動（スパイなど）防止 テロ防止 の4分野で、「我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれ」があると閣僚などが認めて指定した秘密を漏らすと最高10年の懲役刑に処せられ、それをそそのかしても処罰される。

国民が知るべき、TPPの情報は 外交の、原発の安全性に関する情報は テロ防止の問題として、ヒミツに指定してしまい、例えば、福島原発の放射能について「状況はコントロールされています」「汚染水は福島第一原発の0.3平方キロメートルの港湾内に完全にブロックされている」等という大ウソを、大ウソだと暴く情報を漏らすと、この法律によって処罰されかねない。民主主義の根幹をなす、国民の知る権利を根元から壊す法案である。かつて軍国日本に実在した軍機保護法では、台風情報すら軍事機密（今度の法案でも 防衛の情報だろう）とされて公にできず、重大な台風被害を防げなかった。国民の生命と安全すらヒミツのために犠牲にされるのだ。

しかも昔の法案にはなかった「適正評価」制度。公務員や民間人がヒミツを

取扱うことに「適性」があるかどうか、プライバシーや思想良心に立ち入って評価する。自衛隊情報保全隊の活動。近時この法案を批判するブログを書いた女優藤原紀香さんに対する公安の調査。明らかに、国民の思想良心の自由を侵害する国の活動が、既に始まっていて、それを公認する規定である。

第1次からの名うてのタカ派政権である安倍政権は、明文「壊憲」、「集団的自衛権」行使（他国の戦争介入）容認等、日米戦争同盟の一環として、アメリカとの軍事ヒミツ共有と併せて、政府に都合の悪いことをヒミツにして、国民を「見ザル・言わザル・聞かザル」の状態にしようとしている。その手続自体を、国民が良く知らないうちに、急いで進めようとしている。

阻止しなければならないし、国会の勢力分野にかかわらず、国民の多数の声により、阻止できる。